

北中城村公園照明設備 LED 化事業 仕様書

1. 事業名

北中城村公園照明設備 LED 化事業

2. 事業目的

北中城村（以下「村」という）の都市公園では公園照明灯及びトイレ灯（以下「公園照明等」という。）に使用されている照明器具は、一部を除き公園整備当時に設置されたものであり、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。また、行政運営における環境負荷低減の必要性や電気料金の値上げなどによる財政負担の増加などが課題になっていることから、省エネルギー・長寿命の LED 照明器具への更新が必要と考えている。

本事業は、リース手法を用いて、一括して省エネルギーで高効率の LED 照明器具に改修することを目的とする。

3. 履行期間(予定)

(1) 設備導入工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(2) リース期間（期間中の維持管理・修繕等を含む。）

施設毎の工事終了の翌日から 10 年間（120か月）

4. 対象施設

対象施設は、「（別紙 1）対象施設及び灯数一覧」の施設とする。

5. 事業内容

(1) 本設備の設置に係る現地調査、施工計画

①現地調査を行うにあたり、村担当者等に事前連絡をすること。

②現地調査は LED 化に必要な対象施設敷地内すべての照明器具の台数・仕様などを調査した「（別紙 1）対象施設及び灯数一覧」及び照明配置図等を参考にしておこなうこと。また、現地調査の結果、数量・仕様等が異なる場合は現地調査を優先すること。

※照明配置図等については、参加資格があると認められた者に別途電子メールで送付する。

③上記の現地調査では、照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力当等を把握すること。現地調査後、施設毎に使用器具提案書、施工検討の報告、作業計画

書を作成し、村の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。

④LED 更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。

⑤作業の安全に十分配慮した施工・施工管理をおこなうこと。また、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を提出すること。

(ア) 工事工程表

(イ) 施工図面及び施工する照明器具一覧

(ウ) 現場責任者の所属・氏名、緊急連絡先及び施工実施者の所属及び人数

(エ) 施工体系図

(オ) 仮設計画図（車両の駐停車場所、資材置場等）

(カ) 工事保険加入状況報告書

⑥作業については、村担当者と調整の上、公園利用に支障がでないようにすること。

(2) LED 灯具への更新に係る工事

①既設灯具と同等程度の照度を確保することを原則に、現場の状況及び既設灯具の種類・消費電力に応じたLED 灯具に更新するものとする。

②敷地内の照明器具のうちLED 化がされていないものについて、原則として全て対象とする。また、施設の一部において既にLED 化されている箇所について、劣化の状況等により交換対象に含めることも可とする。

③器具は堅牢で防水性、対候性、耐食性を有し、屋外環境での使用に耐えうる構造とする。また、保守点検が容易で、将来のポール更新の支障とならないものとする。

④LED 光源は、原則としてエネルギーの使用的合理化等に関する法律における「トップランナー制度」に基づく省エネ基準を満たす製品とすること。

⑤設備導入工事には、既存設備（ランプ・安定器・取付金具等）の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。なお、PCB含有機材等を確認した場合は、法令に従い、速やかに本村と協議し、対応すること。

⑥作業に必要な搬入設置費、設定調整費及び既設撤去搬出処分費は、全てリース契約額に含むものとする。

⑦その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7

年版)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)」による

(3) 電力契約の調査・照合・申込

①電力会社と緊密に連携し、既設照明灯に関する電力契約の調査照合を行う。同様に、既設LED照明灯についても、電力契約の調査照合を行う。

(ア) 既設照明灯に係わる電力契約の調査照合を行う。

(イ) 電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合（照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて照明灯がないものを選別し、電力会社及び本村と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）

(ウ) 既設照明灯のLED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査等で把握した契約相違に係わる新設または減設申込の実施及び共架申請を行う。

(エ) 電力契約の突合調査結果及び新設・減設申込完了報告書の提出

(4) 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）

①受注者はリース契約期間終了までの期間、問い合わせ窓口を設置すること。問い合わせ窓口は、原則として、平日9時から17時まで開設することとし、各施設管理者からの連絡に対しても、適切な対応が可能であること。また、受注者は、問い合わせがあった場合に対象器具の特定が行えるよう、設置箇所図作成等による管理体制を整備すること。

②受注者はリース契約期間終了までの間の維持管理期間、LED照明器具等の不具合について、発見又は連絡を受けたときは、原則として3日以内に復旧し、村に報告（対応した日付、対応者、原因、措置内容など）すること。

③受注者はリース契約期間終了までの間、メーカー保証・動産総合保険に加入し、契約内容不適合や不都合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。

④費用負担について

(ア) 受注者が保証・保険にて対応する場合

- ・本設備の製品として不具合による故障
- ・本設備の取付け、施工不具合による故障
- ・動産総合保険の適用範囲

(イ) 当村が費用負担する場合

- ・対象施設での清掃及び設備保守等で村又は村の依頼による作業者の責による損害
- ・動産総合保険の適用対象外による損害

(ウ) 上記（ア）及び（イ）以外に起因する損害については村と受注者の協議によりその費用負担を決定する。

- (5) リース契約終了後の本設備の村への所有権帰属
リース契約終了後、村がリース料を完済したときに、導入された設備の所有権を受注者から施設毎に村に無償譲渡するものとする。

(6) 地元事業者の活用

既設照明の LED 照明への更新に係る工事及び維持管理において、地元事業者の活用を優先的に行うなど、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

6. リースで導入する設備等

導入する照明設備の仕様は以下とする。

(1) 構造等

- ① LED 照明については、日本工業規格 JIS8159-1 をはじめ、日本照明工業会ガイド（高品質照明用 LED 光源における性能要求指針）及び日本照明工業会規格の推薦する基準を満たすものとする。
- ② LED の光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。
サージ電圧に対する保護回路を有しているか、又は対策が施されていること。
- ③ LED 化による照明機器からの雑音のほか、映像・音響機器への影響を与えない対策を施すこと。

(2) 性能等

- ① 演色性、色温度、照射角度、全光束、防湿・防雨性能は既存照明器具と同等品を基本とすること。
- ② 定格寿命は、40,000 時間以上のものとする（初期照度より 70%まで減衰で寿命とする）。
- ③ 作動保証温度範囲は、5 °C から 35°C を満たす範囲とすること。

(3) その他

- ① LED 照明機器の LED 素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。
- ② 電源について分離型の場合は、電気用品安全法における PSE マークを取得していること。
- ③ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、村と協議の上対応を図ること。
- ④ 照明機器は、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入し、不具合の際に迅速に対応できること。
- ⑤ LED 照明機器のメーカー保証期間は 10 年以上とする。

7. 完成図書及び完成図

LED 照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を各施設単位で作成し、村に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したもの及び書面の両方の提出とする。

(1) 完成図書（各施設単位で 1 部提出）

- ①照度測定結果（測定箇所は協議の上決定する）、絶縁測定結果及び試験成績表
- ②産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ③産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ④産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ⑤施工写真（撮影箇所は協議の上決定する）
- ⑥照明器具設置箇所図
- ⑦打合せ記録
- ⑧機器取扱説明書
- ⑨保証書
- ⑩メンテナンス体制及び連絡体制表
- ⑪完成図

8. その 他

- ①本事業の履行にあたり、施設管理者と十分に協議し、施設利用者の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、受注者の負担により原状回復するものとする。
- ②本事業の履行に必要な機材等は、原則として受注者が負担するものとし、村が所有する公園施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。
- ③本事業の履行にあたり村が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- ④本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。